

審査基準（公表用）

様式第 3 号
所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律			法令番号	昭和 3 5 年法律 1 4 5 号				
手続名	医薬品（体外診断用医薬品を除く）医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可の更新			根拠条項	第 1 2 条第 4 項				
審 査 基 準	<p>1 医薬品（体外診断用医薬品を除く） 医薬品（体外診断用医薬品を除く）の製造販売業の許可に同じ</p> <p>2 医薬部外品 医薬部外品の製造販売業の許可に同じ</p> <p>3 化粧品 化粧品の製造販売業の許可に同じ</p>								
受付 機関	薬 務 課	処理 機関	薬 務 課	交付 機関	薬 務 課	標準処理期間	9 0 日	目次	3 0 の 6
						標準経由期間	日		